

令和4年8月26日

保護者のみなさま

堺市教育委員会
堺市立五箇荘中学校
校長 中辻 幸男

濃厚接触者の待機期間の見直し等について

平素は、本校教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、毎日のお子さまの健康観察等、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策にご協力いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、これまでも幼児児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した場合、学校と教育委員会が連携し、濃厚接触者の有無等について調査・対応を進めてきたところです。

この度、厚生労働省・文部科学省の方針をふまえ、学校においては、濃厚接触者と特定された幼児児童生徒の対応について下記のとおりといたします。

新型コロナウイルス感染症については、現時点での情報をもとに適切に対応することが重要となります。保護者のみなさまには、ご心配をおかけしておりますが、感染拡大防止のため、今後とも関係機関と連携して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 濃厚接触者の自宅待機期間について

同居家族のり患等により、濃厚接触者と特定された場合は、り患者との最終接触日を0日目として5日間の出席停止となります。

2 待機期間の短縮について

原則、1に当てはまる期間については、出席停止です。

ただし、濃厚接触者の待機期間の2日目と3日目に、抗原定性検査で陰性が確認された場合は、下記3つの条件のもと登校再開が可能です。

① り患者との最終接触日から7日間が経過するまでは、次の感染対策を実施すること。

- ・検温などによって健康状態を確認する。
- ・感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける。
- ・マスクを着用する。(熱中症のリスクがある場合等を除く)

・感染することで重症化するリスクの高い方（高齢者や基礎疾患を有する者等）との接触や高齢者・障害児者施設や医療機関への不要不急の訪問を避けること。

② 新たに別の感染者の濃厚接触者となった場合は、改めて5日間待機すること。

③ 【別紙】申立書を提出すること。

3 中学校・高等学校での対応について

り患者の感染可能期間に、黙食等の感染対策なしに飲食を共にし、（濃厚接触者ではないが）5日間の出席停止となった場合については、2と同様とし、一定の条件のもと、登校再開が可能です。

※2または3で、申立書により登校再開が可能となった場合でも、り患者との最終接触日から5日間に該当する期間は、修学旅行等泊を伴う学校行事への参加はできません。